

居宅訪問型保育事業を始める方へ

1 居宅訪問型保育事業の届出について

認可外の居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター事業）を開始する場合、児童福祉法に基づき、事業開始から1ヶ月以内に名古屋市長に届出が必要です。届出の受付は保育運営課で行います。届出をいただきますと、子ども青少年局の職員が面談等で調査を行い、届出の内容を確認することになります。また、事業開始後に届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

2 運営基準について

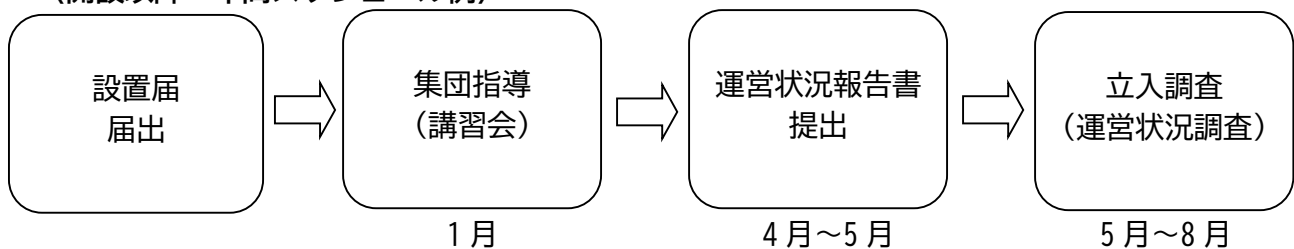
居宅訪問型保育事業を開設するにあたって、事前に許可や認可などの手続きはありませんが、名古屋市内におきましては「名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱」を制定し、居宅訪問型保育事業者が「施設・運営・保育の基準」を満たし、子どもたちの安全や発達を守れる事業者であるよう指導しています。要綱の第7条に「施設・運営・保育の基準」が定められていますので、事業を開始する前に充分把握してください。居宅訪問型保育事業は「法第6条の3第11項に規定する業務」にあたります。

3 開設後の調査指導について

事業を継続している場合は次の報告や調査をお願いすることになります。届出の有無に関係なく、原則としてすべての居宅訪問型保育事業者が調査指導の対象となります。

- (1) 年に1回～2回、運営状況に関する報告書を提出していただきます。
毎年度4月～5月頃に届出済施設には運営状況報告書の提出依頼を送付します。また、特別なことがあった場合（重大事故や食中毒事故があった場合や、長期間預かり続けているお子さんがいる場合など）も報告をお願いします。
- (2) 年に1回～2回、事前に日時を連絡の上、子ども青少年局の職員が面談等で運営状況の調査を実施します。ここで、基準に満たない事項が認められた場合は、文書や口頭で指導することとし、改善されるまで繰り返し指導をすることになります。また、毎年行う調査とは別に、状況に応じて、特別の立入調査も行うこともあります。
- (3) 名古屋市では、面談等での運営状況の調査に代えて、事業者を一定の場所に集めて講習会等の方法により集団指導を実施しています。保育運営課からのお知らせを随時ご確認ください。

〈開設以降 年間スケジュール例〉



4 児童福祉法に基づく措置

届出や報告、立入調査について具体的には要綱で定めていますが、これらは児童福祉法に基づき行なわれるものです。そのため、協力していただけない場合などには罰則の適用があります。届出を怠った場合などは50万円以下の過料、報告や立入調査に協力しない場合などは、30万円以下の罰金となっています。また、名古屋市長は、改善の指導に従わず改善されない場合などに、事業の停止や施設の閉鎖を命ずることができます。

5 事業開始後について

事業開始後、届出内容の重大なものに変更があった場合や、事業を廃止または休止する場合も名古屋市に対する届出が必要です。

- | | | | |
|---|--------------------------|---|----------------------|
| { | 施設（設置者や管理者）の名称、氏名、所在地の変更 | ⇒ | 変更届の提出が必要 |
| | 事業の廃止または休止 | ⇒ | 廃止（休止）届の提出が必要 |

★「届出制」のポイント★

平成14年10月施行の児童福祉法の改正によって認可外保育施設に義務付けられた事項を総称して「届出制」といいます。届出制の内容は以下のとおりです。

1. 設置開設の届出（法第59条の2、施行規則49条の2、3）
開設後1ヶ月の間に名古屋市長に届ける必要があります。届出すべき事項は届出用紙に記載してあります。
2. 内容の変更、廃止等の届出（法59条の2、施行規則49条の3、4）
届出内容の重大なものに変更があった場合や廃止する場合も届出が必要です。
3. サービス内容の掲示（法59条の2の2、施行規則49条の5）
施設にはサービス内容などを記載した掲示をする必要があります。（作成例あり）
4. 契約内容の説明（法59条の2の3）
利用者に契約内容を説明する必要が明記されました。
5. 契約書面の交付（法59条の2の4、施行規則49条の6）
契約内容を書面等にして利用者に交付する必要があります。（作成例あり）
6. 運営状況の報告（法59条の2の5、施行規則49条の7）
毎年運営状況を報告する必要があります。本市においては毎年必要な時期に運営状況報告書の提出をお願いしております。

届出制の目的は、事業の掌握の他に、届出事項の公表によって悪質な施設を排除するというものがあります。届出事項については立入調査で確認し、ウェブサイト等で市民に情報提供します。

名古屋市 子ども青少年局 保育部 保育運営課 保育指導担当
〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目4-13 アイ高岳ビル3階

TEL 052-228-1483

FAX 052-228-1487

Eメール a3972-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp